

花巻市特別職報酬等審議会会議録

平成 29 年 12 月 1 日(金) 午後 2 時から午後 2 時 40 分まで

出席者(委員)

花巻観光協会会長	佐々木博	花巻市地域婦人団体協議会会長	小原幸子
花巻市社会福祉協議会会長	高橋 勲	花巻工業クラブ会長	藤沼弘文
連合岩手花巻北上地域協議会副議長	工藤 純	岩手銀行花巻支店長	遠藤 章

事務局 3名

総合政策部長、人事課課長補佐、人事課給与係長

傍聴者

1名

1 開会(司会進行:総合政策部長)

委員の委嘱、審議会の成立を宣言(委員9名中6名出席)

2 市長あいさつ

年末を控え、ご多忙のところお集まりいただき御礼申し上げます。

ご案内のとおり、市議会議員の議員報酬及び常勤の特別職の給料等の改定に際しては、条例の規定に基づき、あらかじめ審議会の意見を聴くこととしております。

今年の人事院勧告では、職員等の給料、期末・勤勉手当について引き上げの勧告があり、県内各市と同様に国に準拠して12月定例会での提案を予定しております。

本会において、議会議員の期末手当については、国に準拠している県内の各市での状況を踏まえて引き上げを考え、委員の皆様にご審議いただき、ご意見をいただくこととしました。

なお、市長ほかの常勤特別職の期末手当については、市長の給料の水準が県内14市中5番目であることに對し、一般職員の給料の水準を示すラスパイレス指数が、昨年度に引き続き、県内14市中最低であることが見込まれることから、引き上げを見送ることとしました。

委員の皆様におかれましては、ご事情をご賢察のうえ、それぞれのお立場からご忌憚のないご意見をお願いいたします。

3 諮問

- ・議会議員の期末手当について

現行の支給月数3.25月から0.05月引き上げる。

◆諮問(市長)

条例第2条の規定に基づき、「議会議員の期末手当」について、貴審議会の意見を求めます。(高橋会長へ諮問書を手交。)

(市長退席)

●審議会(高橋会長)

協議に入る前に委員の皆様にお諮りいたします。審議会等の会議は「花巻市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則として公開することとしておりますが、内容を公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがある場合等は、審議会の決定により一部を非公開とすることができるものであります。公開ということによろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

●審議会（高橋会長）

本審議会は公開といたします。よろしく申し上げます。

4 協議

●審議会（高橋会長）

協議に入ります。関係資料等について事務局より説明をお願いします。

◇事務局（人事課給与係長）

本日の審議の対象は、「議会議員の期末手当」についてです。

これまでの給与制度の改正を踏まえて説明いたします。

以下の事項について説明。（別添資料のとおり）

- 1 期末手当等の支給月数の推移
- 2 議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の県内 14 市支給状況
- 3 報酬等にかかる法体系と支給額
- 4 花巻市特別職報酬等審議会条例

●審議会（高橋会長）

事務局の資料説明について、ご質問がありますでしょうか？

○藤沼委員

「3 報酬等にかかる法体系と支給額」の期末手当の欄内、加算額とは？

◇事務局（人事課給与係長）

報酬額の 15%分を報酬額に加えた額が基礎額となり、基礎額に支給月数を乗じて算出される額が支給額となる。

●審議会（高橋会長）

その他、ご質問がありますでしょうか？

○委員一同

なし。

●審議会（高橋会長）

それでは諮問の内容について協議します。皆様方からご意見を申し上げます。

○委員一同

諮問どおりで良いと思います。

●審議会（高橋会長）

委員皆様の意見を集約し、「議会議員の期末手当」については、期末手当 0.05 月引き上げということで、全会一致でよろしいでしょうか。

○委員一同

はい。（全体承認）

●審議会（高橋会長）

それでは、今今確認した内容で事務局にて答申書を作成します。

5 答申

- ・ 議会議員の期末手当について
諮問のとおり0.05月引き上げるべきという意見で一致した。

● 審議会（高橋会長）

（会の再開を宣言後）意見書を読み上げ市長に意見書を提出。

6 閉会（総合政策部長）